

今回は、「欲張って覚えない」ということで進めていきます。  
健康保険法 100 条に「埋葬料」と「埋葬費」があります。

下記は、埋葬料の条文です。

(埋葬料)

①被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

②前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

1項が「埋葬料」で2項が「埋葬費」に関する記述です。  
(条文上は、埋葬料が条文名になっています。)

論点としては、難しくないのですが割と大雑把に押さえている受験生も多いと思いますが、意外と労災の葬祭料や葬祭給付と混乱したり、埋葬料と埋葬費を逆に把握していたりと無駄な失点をしていることもあり得ます。

平成 20 年からの出題傾向を見ると5割の出題になっているので重要な箇所です。

(出題傾向) ○：択一式 (H11.16) ◎：選択式 (一)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
—	—	—	○	○	○	○	—	○	—	—	○

令和元年問2-Eの問題を見ると下記のように極めてシンプルです。

被保険者が死亡したときは、埋葬を行う者に対して、埋葬料として5万円を支給するが、その対象者は当該被保険者と同一世帯であった者に限られる。

■答えは、末尾に記載します。

過去の出題を見ると行数も少なく極めてシンプルな問題です。  
サービス問題です。

ただし、本試験という緊張感漂う中一瞬でも迷いが生じると混乱しています。  
だからこそ、自信を持って確実に正誤の判断をする必要があります。

埋葬料・埋葬費の論点を整理していきます。

- 生計維持の要件の有無
- 5万円の支給
- 5万円の範囲内で埋葬に要した費用
- 埋葬を行う者・埋葬を行った者
- 埋葬に要した費用には、霊きゅう車代、僧侶への謝礼、祭壇一式料等が含まれ、葬祭の際の飲食代、香典返しは含まない。

まとめると下記のようになります。

【POINT】	
同一世帯要件は不要	
埋葬料	埋葬費
①被保険者により生計を維持 ②埋葬を行う者	①埋葬料の支給を受けられる者がいないこと ②埋葬を行った者
一律5万円	埋葬料（5万円）の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額
■ 埋葬に要した費用には、霊きゅう車代、僧侶への謝礼、祭壇一式料等が含まれ、葬祭の際の飲食代、香典返しは含まない。	

記憶する方法として、全部を覚えるのではなく、片方を確実に覚えます。  
その際、上記の様に表をイメージして覚えます。

今回は、**埋葬料**を確実に押さえます。

埋葬料	埋葬費
①被保険者により生計を維持 ②埋葬を行う者	①埋葬料の支給を受けられる者がいないこと ②埋葬を行った者
一律5万円	埋葬料（5万円）の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額

まず、埋葬料の「料」と埋葬費の「費」の違いですが、  
「料」は、レンタル料というように、通常、あらかじめ一定の金額が決められています。  
一方の「費」は、食費というように要した費用に対して支払うものです。

従って、「埋葬料」は、5万円という固定の金額で支給され、「埋葬費」は、埋葬に要した費用を支給（ただし、5万円の範囲内）することになります。

埋葬料で確実に押さえるポイントは、

- ①生計維持
  - ②埋葬を行う者
  - ③一律5万円
- 上記の3点です。

本試験でも、埋葬料・埋葬費の問題が出題されたら、表を想起して答えを導けば混乱せずに解答ができます。

合わせて、下記に関しても、「費用に含まれるもの」、「含まれないもの」ということで、両方を覚えるのではなく、少ない方の「飲食代・香典返し」を確実に覚えていきます。

埋葬に要した費用には、霊きゅう車代、僧侶への謝礼、祭壇一式料等が含まれ、葬祭の際の飲食代、香典返しは含まない。

飲食代と香典返しは、含めないということで、感覚的には理解できますが、ここはしっかりと頭に入れておけば、十分に問題に対処できます。

次に、混乱するのが、労働者災害補償保険法の葬祭料と葬祭給付になりますが、内容は下記のようになります。

（横断）葬祭料・葬祭給付（労働者災害補償保険法）

労働者が業務上、通勤中に死亡した場合に、葬祭を行う者に対して、その請求に基づいて支給。（①若しくは②の高い方）

①315,000円＋（給付基礎日額×30日分）

②給付基礎日額×60日分

社葬の場合は、会社に対して支給されます。  
健康保険法の「埋葬料」のように、生計維持要件等は不問です。

最後に、令和元年の本試験の答え合わせです。

【令和元年 問2-E】

被保険者が死亡したときは、埋葬を行う者に対して、埋葬料として5万円を支給するが、その対象者は当該被保険者と同一世帯であった者に限られる。

表を想起してもらい埋葬料の内容なので、表の左側になります。

3つのポイントに当てはめると

- ①生計維持
- ②埋葬を行う者
- ③一律5万円

「同一世帯」という要件はないので後半の論点が誤りになります。

前半の論点は、正解です。

まとめ

出題傾向が高い埋葬料ですが、理解しやすい箇所故何となく記憶して本試験当日を迎えてしまい、いざ出題されたら迷ってしまう。

そんなことのないように、欲張って全部を覚えようとせず、まずは片方をしっかり覚えることが覚え方のポイントです。